

地域審議会を設置することに関する協議

(目的)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、区域を新居浜市に編入する前の宇摩郡別子山村(以下「設置区域」という。)を対象とする地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この地域審議会を新居浜市別子山地域審議会(以下「審議会」という)と称する。

(所掌事項)

第3条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置区域に係る新市建設計画(以下「建設計画」という)の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (2) 設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

3 前項第3号の委員の人数は3人以内とする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

5 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(審議会の意見聴取等)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(設置期間)

第 9 条 審議会の設置期間は平成 1 5 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、新居浜市別子山支所において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協議は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。